

**常陸大宮市義務教育施設の適正規模に関する
基本的な考え方及び適正化に向けた方策**

答 申

令和4年11月

常陸大宮市義務教育施設適正配置審議会

●目次

はじめに	P 1
第1章 現状と課題	
第1 市内における学校統合の現状	
(1) 学校統合一覧表 (H15.4以降の学校統合)	P 2
(2) アンケート調査結果 (児童・保護者・区長)	P 3
第2 市内小中学校の現状と課題	
(1) 学校規模について	P 3
(2) 現在の通学区域について	P 4
(3) 学校施設の現況について	P 6
第3 将来推計	
(1) 常陸大宮市の将来人口推計	P 7
(2) 小学校における児童数及び学級数の将来推計	P 8
(3) 中学校における生徒数及び学級数の将来推計	P 9
第4 学校規模の定義及び課題	
(1) 標準学級数	P 10
(2) 1学級の児童・生徒数	P 10
(3) 通学区域及び通学距離	P 11
(4) 学校規模による課題 (メリット・デメリット)	P 11
第5 地域と学校とのかかわりから見た課題	
(1) 学校と地域の連携・協働の強化	P 12
第2章 常陸大宮市における小中学校の適正規模・適正配置のあり方	
第1 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方について	
(1) 小中学校の適正規模・適正配置の検討にあたって	P 13
(2) 今後の方向性	P 13
(3) 将来的な学校再編について	P 14
(4) 付帯意見	P 14

●はじめに

我が国の人口は年々減少を続けており、今後とも更なる減少が続くと予想されています。本市においても人口減少の傾向は顕著となっており、中でも、少子化は、児童生徒数の減少につながり、子供たちの教育環境に大きな変化が生じつつあります。また、少子化に対応した学校規模の適正化は全国的に大きな課題となっており、学校設置者である市においても主体的な検討が求められています。

このような中、教育委員会では、平成20年7月に「常陸大宮市義務教育施設適正配置実施計画」を策定し、小学校を11校に、中学校を4校に再編し児童生徒の教育環境の適正化に努めました。しかしながら、児童生徒数は急速に減少を続けるとともに、学習指導要領への対応や、教員の働き方改革のもと中学校部活動のあり方の見直しなど、教育現場では、新たに大きな変革を迎えています。

このため、市内小中学校の今後の在り方について再検討するため、令和3年1月に、常陸大宮市義務教育施設適正配置審議会（以下「審議会」という。）が設置され、教育委員会から、「常陸大宮市義務教育施設の適正規模に関する基本的な考え方及び適正化に向けた方策に関すること。」について諮問を受け、これまで7回にわたり慎重な審議を重ねてまいりました。

審議会では、地域、PTA、学校の代表者や社会教育委員、学識経験者など、それぞれの委員の立場で様々な意見を出し合いながら慎重に審議し、また、答申にあたっては、市の宝である児童生徒を第一に考え、「小規模校の特性を生かした学校づくり」「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」など、常陸大宮市の特性を活かした学校づくりを目指し、本答申書のとおり取りまとめました。

この答申が、常陸大宮市の将来を担う子供たちにとって、より良い教育環境実現の一助となることを深く願います。

●第1章 現状と課題

第1 市内における学校統合の現状

(1) 学校統合一覧表 (H15.4以降の学校統合)

市町村名	統合前	統合後	実施時期
旧山方町	山方小学校	山方小学校	H15.4
	舟生分校		
	久隆小学校		
	盛金小学校		
	諸富野小学校	山方南小学校	H15.4
	野上小学校		
	長田小学校		
小貫小学校			
常陸大宮市	伊勢畑小学校	御前山小学校	H21.4
	野口小学校		
	長倉小学校		
	小場小学校	村田小学校	H22.4
	村田小学校		
	玉川小学校	大宮北小学校	H22.4
	塩田小学校		
	檜沢小学校	美和小学校	H22.4
	隆郷小学校		
	小瀬小学校	緒川小学校	H22.4
	八里小学校		
	世喜小学校	大宮小学校	H25.4
	大宮小学校		
	大場小学校	大宮西小学校	H25.4
	大宮西小学校		
	第一中学校	大宮中学校	H26.4
	大宮中学校		
	緒川中学校	明峰中学校	H27.4
	美和中学校		
	明峰中学校	明峰中学校	H31.4
御前山中学校			

(2) アンケート調査結果（児童・保護者・区長）

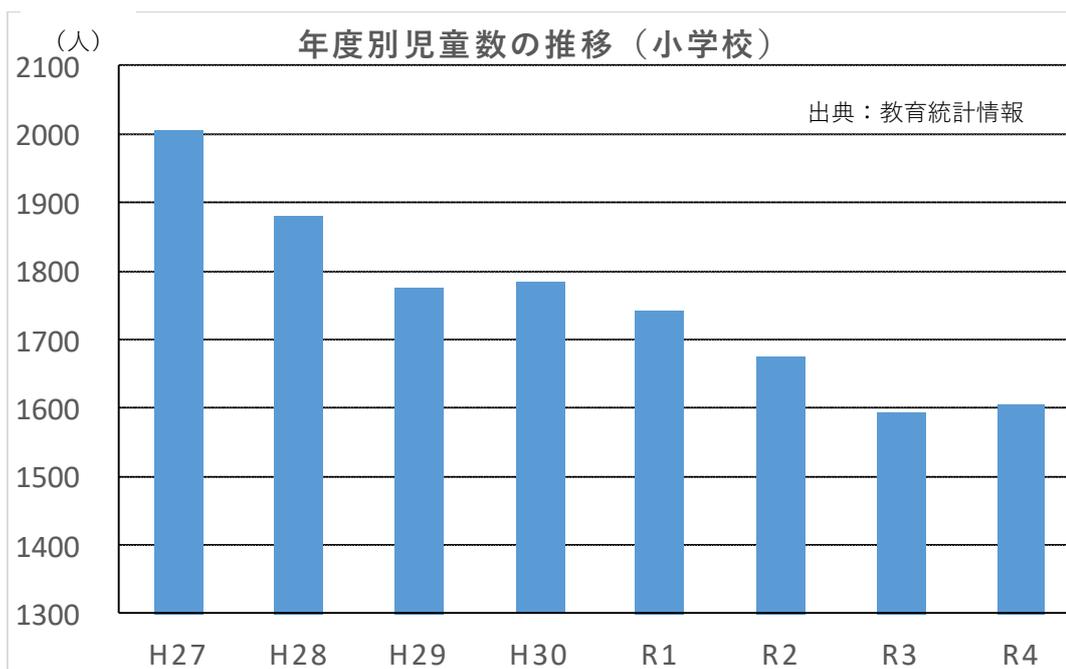
平成 23 年度に学校の統合を行った地域へのアンケートによると、学校が統合されて「良かった・どちらかと言えば良かった」と答えた割合は、児童では 66%、保護者では 62%となっている。また、学校がなくなり地域の活気が「なくなった気がする・どちらかと言えばなくなった気がする」と答えた割合は、児童では 37%、保護者では 68%となっている。また、昨年実施した市内すべての区長へのアンケートによると、統合により学校の児童数が増えて良かったとする一方、子どもたちの姿が見えなくなり、地域の賑わいが無くなった・寂しくなったとの答えもあった。

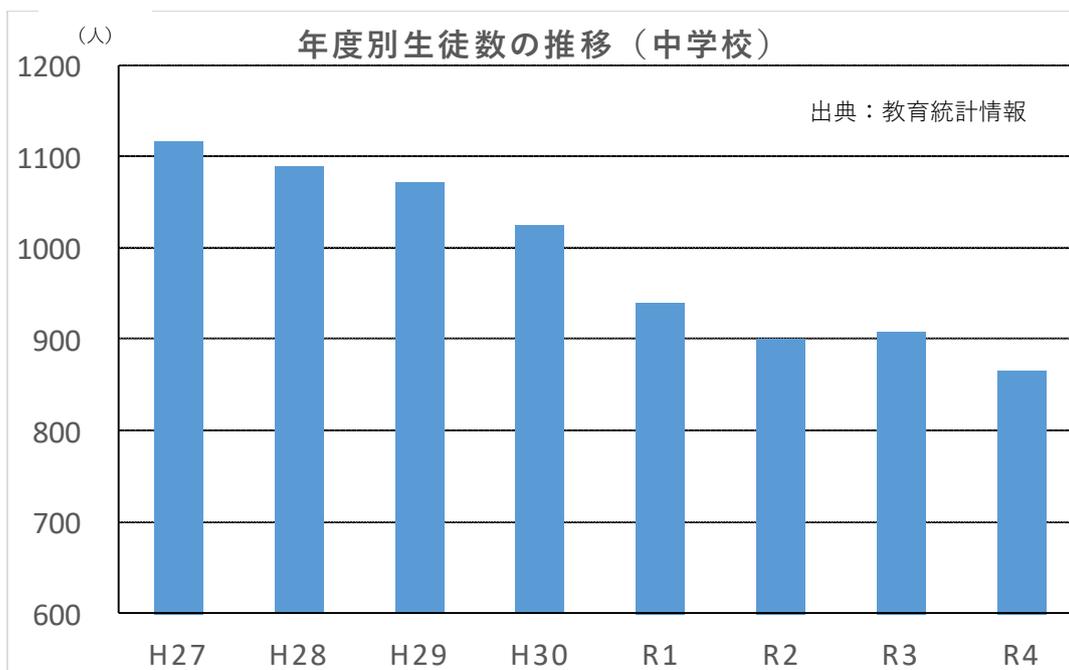
第 2 市内小中学校の現状と課題

(1) 学校規模について

本市の学校数は、小学校が 11 校（大宮地域 6 校、山方地域 2 校、美和地域・緒川地域・御前山地域が各 1 校）、中学校が 4 校（大宮地域 2 校、山方地域 1 校、美和地域・緒川地域・御前山地域で 1 校）あり、令和 4 年 5 月現在、児童数（小学校）は 1,605 名、生徒数（中学校）は 865 名の計 2,470 名の児童生徒が、市内小中学校に就学している。

一方、本市においても深刻化している少子化の影響から、児童生徒数は年々減少しており、平成 20 年 7 月に策定された「常陸大宮市義務教育施設適正配置実施計画」に基づき、小学校を 11 校に、中学校を 4 校に再編を図り、複式学級の解消など教育環境の適正化に努めたものの、急速な少子化の影響により令和 4 年 5 月現在、小学校 2 校で複式学級の授業が行われている。





（２）現在の通学区域について

教育委員会では、常陸大宮市児童生徒の就学に関する規則（平成 21 年教育委員会規則第 1 号）を定め、学校毎の通学区域を設定し、就学すべき学校を指定している。

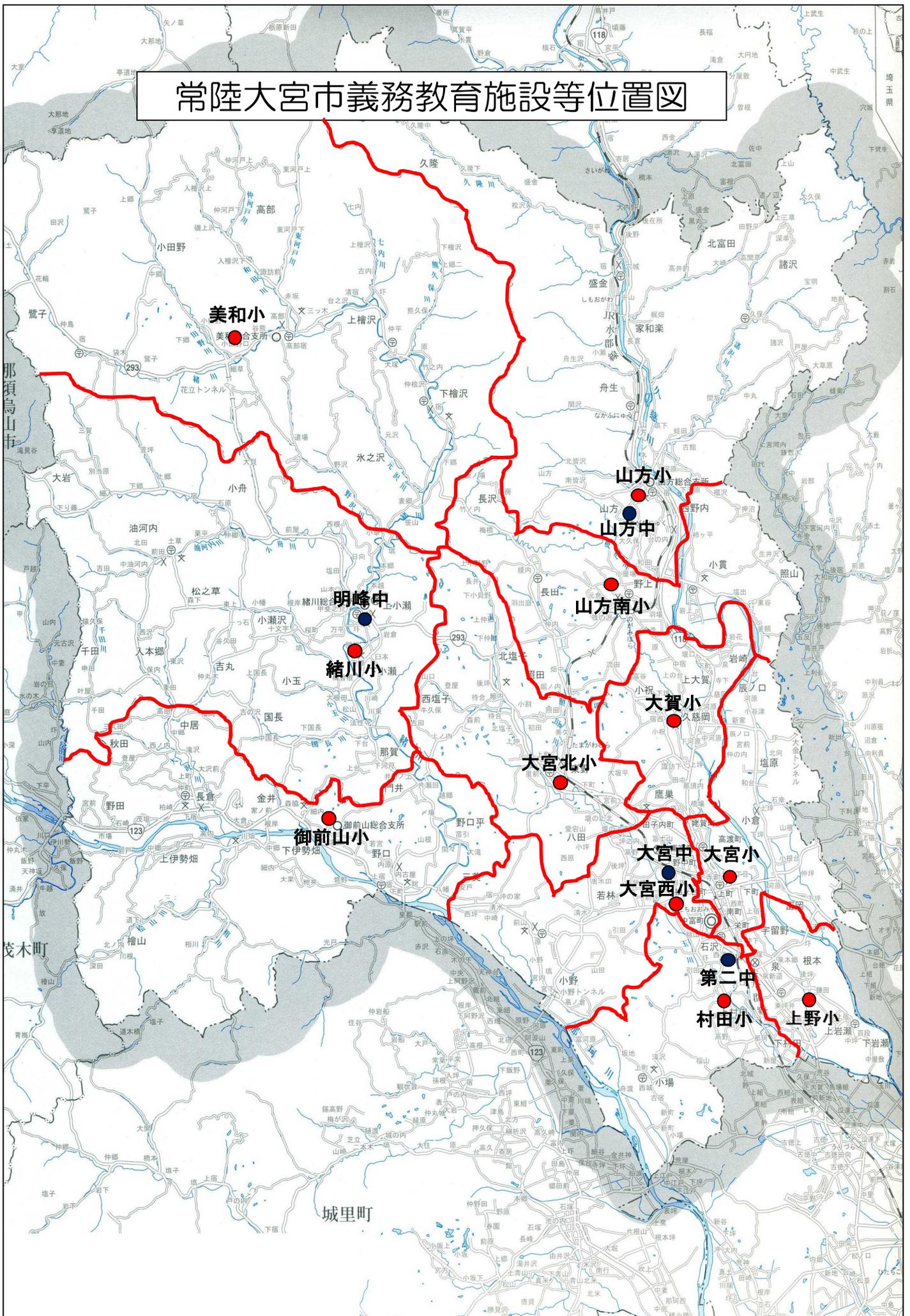
①小学校の通学区域について

大宮地域に 6 校、山方地域に 2 校、美和地域・緒川地域・御前山地域に各 1 校の計 11 校の小学校がある。上野小学校と大賀小学校を除く 9 校では、学校統合によるスクールバスが運行されている。

②中学校の通学区域について

大宮地域に 2 校、山方地域に 1 校、美和地域・緒川地域・御前山地域で 1 校の計 4 校の中学校がある。山方中学校、第二中学校は小学校 2 校の通学区域から、明峰中学校は小学校 3 校の通学区域から、大宮中学校は最も多い小学校 4 校の通学区域から構成されている。スクールバスは、学校統合や遠距離通学支援のため、全ての中学校で運行されている。

常陸大宮市義務教育施設等位置図



(3) 学校施設の現況について

新耐震基準施行（昭和 56 年）以前に建設された施設は、校舎、体育館がそれぞれ 5 棟あるが、全ての施設において耐震補強及び改修工事が実施されている。また、各学校の教室等へのエアコン設置など、教育環境の整備が進められている。

各学校は、災害時の緊急避難所としての役割も果たしており、地域の拠点となっている。

■市内小学校の施設の現況

区 分		村田小学校	上野小学校	大宮小学校	大賀小学校
児童数 (R4.5.1 現在)	学 級	9	6	12	5
	児童数	208	185	299	60
児童数(見込) (R10)	学 級	6	6	10	5
	児童数	153	155	251	38
敷地面積		9,621	15,093	19,253	18,944
校 舎	校舎面積	2,679	3,207	4,267	2,329
	校舎構造	R 造 3 F	R 造 3 F	R 造 4 F	R 造 3 F
	建 築 年	平成 16 年	平成元年	昭和 57 年	昭和 61 年
屋内運動場		720	760	999	750
屋外運動場		3,990	10,109	11,153	8,773
プール		有	有	有	有

区 分		大宮北小学校	大宮西小学校	山方小学校	山方南小学校
児童数 (R4.5.1 現在)	学 級	5	12	6	6
	児童数	59	355	81	79
児童数(見込) (R10)	学 級	4	12	5	4
	児童数	37	283	58	34
敷地面積		12,656	28,936	16,472	11,168
校 舎	校舎面積	1,870	3,451	2,455	1,735
	校舎構造	R 造 3 F	R 造 3 F	R 造 3 F	R 造 2 F R 造 3 F
	建 築 年	昭和 62 年	昭和 55 年	平成元年	昭和 54 年 平成 7 年
屋内運動場		720	940	924	607
屋外運動場		9,356	10,321	11,721	5,741
プール		有 (使用不可)	有	有	有

区 分		美和小学校	緒川小学校	御前山小学校
児童数 (R4.5.1 現在)	学 級	6	6	6
	児童数	72	95	112
児童数(見込) (R10)	学 級	4	6	5
	児童数	39	57	63
敷地面積		16,566	16,209	23,645
校 舎	校舎面積	2,452	2,338	2,902
	校舎構造	R造 3F	R造 3F	R造 2F
	建 築 年	昭和 51 年	平成元年	平成 20 年
屋内運動場		610	917	961
屋外運動場		9,412	8,916	13,731
プール		有	有	無

R：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨その他造、W：木造 屋内運動場：体育館

■市内中学校の施設の現況

区 分		大宮中学校	第二中学校	山方中学校	明峰中学校
生徒数 (R4.5.1 現在)	学 級	13	6	5	6
	生徒数	390	173	123	179
生徒数(見込) (R10)	学 級	11	6	3	5
	生徒数	370	208	72	123
敷地面積		58,816	27,802	37,382	27,021
校 舎	校舎面積	4,883	3,920	4,152	3,636
	校舎構造	R造 3F	R造 2F	R造 2F	R造 2F
	建 築 年	昭和 47 年	平成 29 年	平成 25 年	昭和 48 年
屋内運動場		1,533	1,367	1,338	1,547
屋外運動場		34,844	21,223	22,748	15,407
プール		有	無	有 (使用不可)	無

R：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨その他造、W：木造 屋内運動場：体育館

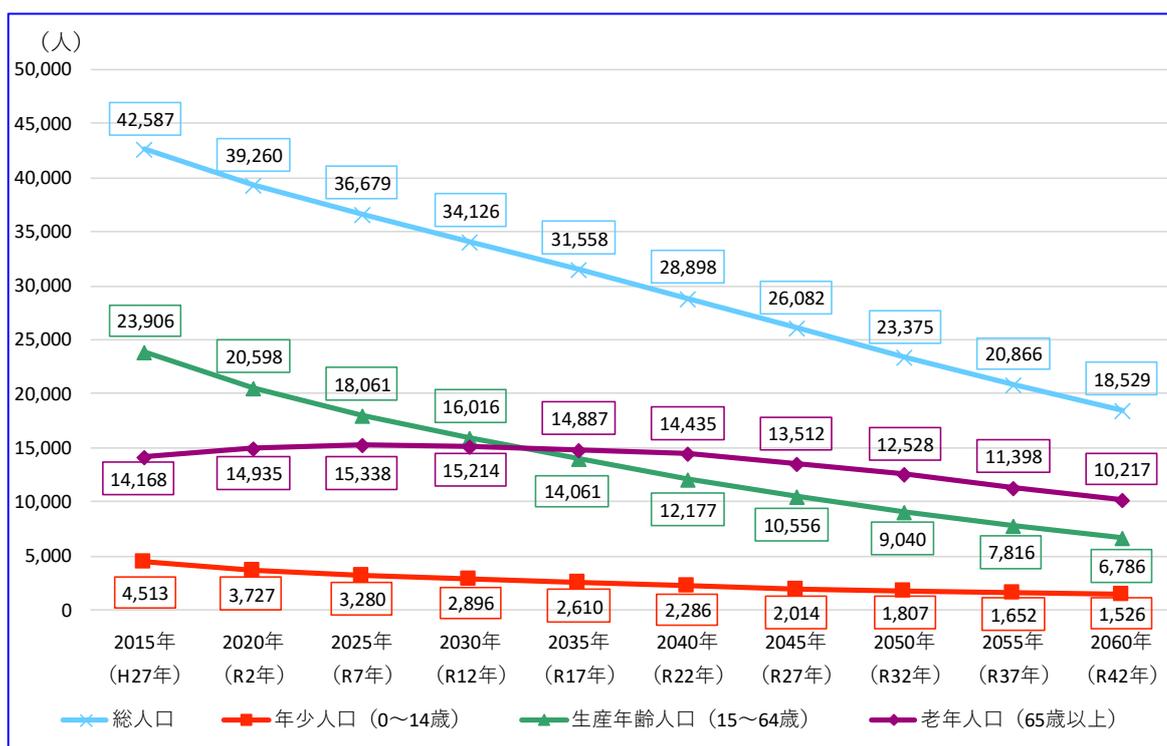
第3 将来推計

(1) 常陸大宮市の将来人口推計

全国的な傾向と同様に、本市においても少子高齢化の影響から、今後も人口減少の傾向が続くものと予想される。

令和4年に策定した常陸大宮市総合計画では、人口構造のバランスを整えることを基本に雇用環境や定住環境、結婚・出産・子育て環境などの向上を図る各種施策を展開することで、8年後の令和12年(2030年)の目標人口を概ね34,100人、令和42年(2060年)の人口を概ね18,500人としている。

■人口の見通し（総人口及び年齢3区分別人口の推移）



出典：常陸大宮市人口ビジョン（2015年は国勢調査に基づく実績値）

(2) 小学校における児童数及び学級数の将来推計

学校名	令和4年度		令和10年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数
①村田小学校	208	9	153	6
②上野小学校	185	6	155	6
③大宮小学校	299	12	251	10
④大賀小学校	60	5	38	5
⑤大宮北小学校	59	5	37	4
⑥大宮西小学校	355	12	283	12
⑦山方小学校	81	6	58	5
⑧山方南小学校	79	6	34	4
⑨美和小学校	72	6	39	4
⑩緒川小学校	95	6	57	6
⑪御前山小学校	112	6	63	5
合計	1,605	79	1,168	67

※網掛け箇所は、複式学級を設置している学校。学級数は普通学級数を計上。

■学校規模ごとの学級数の将来推計

区 分	令和4年度	令和10年度
過小規模校（1～5学級）	大賀小、大宮北小	大賀小、大宮北小、山方小、山方南小、美和小、御前山小
小規模校（6～11学級）	村田小、上野小、山方小、山方南小、美和小、緒川小、御前山小	村田小、上野小、大宮小、緒川小
適正規模校（12～18学級）	大宮小、大宮西小	大宮西小
合 計	11校	11校

(3) 中学校における生徒数及び学級数の将来推計

学 校 名	令和4年度		令和10年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数
①大宮中学校	390	13	370	11
②第二中学校	173	6	208	6
③山方中学校	123	5	72	3
④明峰中学校	179	6	123	5
合 計	865	30	773	25

※学級数は普通学級数を計上。

■学校規模ごとの学級数の将来推計

区 分	令和4年度	令和10年度
過小規模校（1～5学級）	山方中	山方中、明峰中
小規模校（6～11学級）	第二中、明峰中	大宮中、第二中
適正規模校（12～18学級）	大宮中	
合 計	4校	4校

★「これからの学校施設づくり」（昭和59年：文部省助成課資料）

学校規模	過小規模	小規模	適正規模（統合の場合）	大規模	過大規模
学級数	1～5	6～11	12～18（24）	25～30	31以上

第4 学校規模の定義及び課題

(1) 標準学級数

学校教育法施行規則第41条では、小学校の学級数は「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定され、また中学校においても、同施行規則第79条の規定により同一の定義となっている。

(2) 1学級の児童・生徒数

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条において、次のとおりとされている。

区 分	小 学 校	中 学 校
同学年の児童で編制する学校	35人	40人
複式学級（2個学年）	16人 (1学年の児童を含む場合8人)	8人

※ 令和7年3月31日までの間、小学校では段階的に35人とする。

【茨城県における学級編制の弾力化】

茨城県では、同法第3条第2項ただし書きに基づき、次の基準により学級編制の弾力化を実施している。

・上記(2)の基準により算定した学級において、小学校の該当するそれぞれの学年*及び中学校のそれぞれの学年で35人を超える学級が3学級以上ある場合

在籍生徒数	標準学級数 (40人編制)	左記学級数内訳		弾力化後の 学級数
		35人以下	36人以上	
108~120	3	0	3	4
~~~~~				
143	4	1	3	5
144~160		0	4	
~~~~~				
178	5	2	3	6
179		1	4	
180~200		0	5	

※ R4は、第4学年から第6学年。R5は、第5学年から第6学年。R6は第6学年。

(3) 通学区域及び通学距離

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定により、「教育委員会は就学予定者等の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」としている。そのため、教育委員会では、常陸大宮市児童生徒の就学に関する規則（平成21年教育委員会規則第1号）を定め、学校毎の通学区域を設定し、就学すべき学校（小学校11校、中学校4校）を指定している。

また、通学距離に関しては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号によると、小学校がおおむね4km以内、中学校がおおむね6km以内とされている。

(4) 学校規模による課題（メリット・デメリット）

小規模校の一般的なメリット・デメリットについて、文部科学省が策定した手引き（平成27年1月）で、次のように例示されています。（一例を掲載）

項目	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団をめざす、学級間の相互啓発がなされにくい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導等、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ・一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えが困難なこと等から、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなり

		<p>やすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設、設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性等の面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

第5 地域と学校とのかかわりから見た課題

(1) 学校と地域の連携・協働の強化

学校は、地域の核として、地域住民と密接した関係や役割を果たしている。区長アンケート調査結果からは、学校統合などの影響により、地域住民と学校とのかかわりが希薄化しているという意見も多くあり、地域と学校の連携・協働の強化が課題となっている。

市では、令和4年度から、保護者や地域住民の参画により学校運営の改善に取り組む「学校運営協議会制度」(コミュニティ・スクール)について、モデル校を指定し検証しているところであるが、地域と学校の、より密接な協働関係の構築を図り、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを実現をするため、積極的な導入が期待される。

●第2章 常陸大宮市における小中学校の適正規模・適正配置のあり方

第1 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方について

(1) 小中学校の適正規模・適正配置の検討にあたって

市教育委員会からの諮問（令和3年7月14日付）を受け、当審議会では、本市における小中学校の適正規模・適正配置について、少子化の進行や町村合併など、本市における地域の実情を考慮した中で、文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月）等の内容を踏まえ、子供たちの健やかな成長を第一に考え、今後の常陸大宮市における義務教育施設の適正規模に関する基本的な考え方及び適正化に向けた方策について協議をした。

(2) 今後の方向性

本市では、平成20年7月に策定された「常陸大宮市義務教育施設適正配置実施計画」により、段階的な学校統合（小学校19校が11校に、中学校7校が4校に再編）が進められ、直近では、平成31年4月の明峰中学校と御前山中学校の統合が行われ、この計画自体は終了となっている。一方で、今後も急速な少子化により児童生徒数の減少が顕著となり、令和10年度には、小学校11校のうち6校において複式学級になることが予想されている。

これらを受けて、現在、各学校において、学校教育の更なる充実に向けて、各種取り組みがなされているところである。

言うまでもなく、学校は、児童生徒の学び舎とともに地域コミュニティの核という機能も有しており、関係者にはその機能を十分に発揮していく対応が求められている。

こうした背景の下、「義務教育施設適正配置実施計画」自体が終了したばかりで、その成果や新たな課題等について十分な検証や対応策が示されていない中での更なる学校再編は、児童生徒への負担とともに、保護者や地域の方々の理解が難しいと考えた。

そのため、当審議会では、今後の方向性として、次のように考えている。

新たな学校再編は当分の期間を行わず、教育委員会の指揮のもと、児童生徒、保護者、地域住民及び学校が連携・協力しながら、現状の小学校11校、中学校4校による学校運営を適切に行い、成果をできる限り大きくしていく対応をすることが必要である。

なお、児童生徒数が少ない小規模校については、児童生徒を第一に考え、小規模校のデメリットを緩和し、メリットの最大化を図る方策を展開しながら、地域と学校のより密接な協働関係の構築を図り、地域や外部の人達の様々な知恵と力を導入し、「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」の実現を図っていくことが必要である。例えば、タブレット等のICTを活用して合同授業を行うなどにより、他校との交流を持つことで、統合し

なくてもいろいろな学校の子供達と交流ができ、多様な意見に触れることができる。

(3) 将来的な学校再編について

国全体の人口減少は、今後も続き、常陸大宮市内においても、中心部に比べ周辺地区の人口減少は加速度的であることから、将来的な学校再編は、避けて通れないと考えている。

そのような中、これまでの学校再編により美和地域、緒川地域、御前山地域には小学校が1校となっていること、学校がコミュニティの核として地域経営に重要な役割を果たしていることなどを踏まえると、町村合併前の旧町村単位には、地域の学校として1校は存続させるなど、各学校の現状や地域の実情を十分に考慮したうえで学校再編を進めるべきであると考えます。

また、学校再編にあたっては、登下校の手段や時間等、児童生徒の負担等についても配慮するとともに、児童生徒や保護者、地域の方々など関係者の意向を踏まえ、十分な期間をかけた中で情報の共有を図り、慎重かつ丁寧な説明に努め、事前に学校間の交流を図るなど、課題の解決を図っていくことが望ましい。

なお、教育委員会では、過小規模校と学校の現状、課題等について、学校・PTA・地域の方々等と定期的な意見交換などを行い、適切な対応策を講じていくことが望ましい。

(4) 付帯意見

- ・人口減少対策として、国や県、企業、各種団体等と連携し、常陸大宮市の様々な魅力を活かして、住み、働き、学び、憩う環境の充実に努め、交流人口、関係人口の増加を図り、定住人口の増加につながっていくよう、市の総力を挙げて取り組んでいただきたい。特に、山方地域・美和地域・緒川地域・御前山地域では、人口減少対策とともに地域の活性化に向けたきめ細かな取組を推進していただきたい。
- ・地域住民との交流は、子供達にとって大切な実体験の機会となる。例えば、農林業の体験や地域のお祭やイベント、年中行事などに参加することは大切であり、そこで得る体験は、非常に大きな経験となる。子供達が地域に積極的に関わる機会を増やしていただきたい。
- ・学校間や地域との交流にあたっては、学校施設の有効活用に努めていただきたい。
- ・複式学級となる学校には、過小規模校のデメリットを緩和し、メリットを活かせるよう補助教員の配置、教育機器を含めた教育環境の充実に加えて、ICTを活用した学習交流や学校行事における合同での遠足、宿泊学習、社会科見学等の実施など、他校との交流機会の拡大を図るための支援をお願いしたい。

資 料 編

○常陸大宮市義務教育施設適正配置審議会条例

昭和52年3月25日

条例第7号

(設置)

第1条 常陸大宮市に義務教育施設の適正配置を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、常陸大宮市義務教育施設適正配置審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ義務教育施設の適正配置に関し必要な調査及び審議を行う。

(委員の定数)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 区長
- (3) 小中学校PTA会長
- (4) 社会教育関係者
- (5) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、別に定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

常陸大宮市義務教育施設適正配置審議会委員（令和2年12月1日～令和4年11月30日）

(順不同)

No.	職名	氏名	任期	役職	備考
1	区長（大宮地域）	梶山 登司	R2.12.1～R4. 3.31	市区長会 会長	副会長
		野上 光久	R4. 4.1～R4.11.30		
2	区長（山方地域）	山野井 洗俊	R2.12.1～R4. 3.31	市区長会 副会長	
		菊一 勝則	R4. 4.1～R4.11.30		
3	区長（美和地域）	佐藤 誠	R2.12.1～R4. 3.31	市区長会 副会長	
		河野 勉	R4. 4.1～R4.11.30	市区長会 幹事	
4	区長（緒川地域）	岸 哲生	R2.12.1～R4. 3.31	市区長会 副会長	
		大久保正比古	R4. 4.1～R4.11.30		
5	区長（御前山地域）	石澤 好文	R2.12.1～R4. 3.31	市区長会 副会長	
		青木 辰一	R4. 4.1～R4.11.30		
6	小中学校PTA会長	鈴木 克佳	R2.12.1～R3. 5.13	市PTA連絡協議会 会長	山方南小学校
		藤田 大樹	R3.5.14～R4. 5.23		緒川小学校
		横山 孝浩	R4.5.24～R4.11.30		大賀小学校
7	小中学校PTA会長	倉持 幸治	R2.12.1～R3. 5.13	市PTA連絡協議会 教養・研修委員会委員長	村田小学校
		坏 広太	R3.5.14～R4. 5.23		山方中学校
		小室 政孝	R4.5.24～R4.11.30		明峰中学校
8	小中学校PTA会長	木村 光男	R2.12.1～R3. 5.13	市PTA連絡協議会 広報委員会委員長	山方小学校
		古田 土哲	R3.5.14～R4. 5.23		御前山小学校
		茅根 幸人	R4.5.24～R4.11.30		大宮小学校
9	小中学校PTA会長	掛札 拓也	R2.12.1～R3. 5.13	市PTA連絡協議会 校外指導委員会委員長	明峰中学校
		小野瀬 貴司	R3.5.14～R4. 5.23		大宮西小学校
		坏 郁絵	R4.5.24～R4.11.30		村田小学校
10	社会教育関係者	野上 公雄	R2.12.1～R4.11.30	市社会教育委員	会長
11	社会教育関係者	小瀬 梅子	R2.12.1～R4.11.30	市社会教育委員	
12	社会教育関係者	後藤 直美	R2.12.1～R4.11.30	市社会教育委員	
13	学識経験者	小池 浩一	R2.12.1～R3. 3.31	市校長会長	大宮小学校長
		山崎 誠	R3. 4.1～R4. 3.31		大宮西小学校長
		後藤 孝行	R4. 4.1～R4.11.30		大宮中学校長
14	学識経験者	鴨志田 太	R2.12.1～R3. 3.31	市教育研究会長	大宮中学校長
		古田土 幸男	R3. 4.1～R4. 3.31		明峰中学校長
		猿田 智之	R4. 4.1～R4.11.30		大宮西小学校長
15	学識経験者	栗田 将夫	R2.12.1～R4.11.30	元小学校長	
16	学識経験者	小沼 公道	R2.12.1～R3. 3.31	水戸生涯学習センター長	
17	学識経験者	安藤 みゆき	R2.12.1～R4.11.30	茨城女子短期大学教授	
18	学識経験者	松橋 義樹	R2.12.1～R4.11.30	常磐大学助教	

諮 問 書

常大教学第672号

令和3年7月14日

常陸大宮市義務教育施設適正配置審議会 様

常陸大宮市教育委員会

常陸大宮市義務教育施設適正配置審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について、意見を求めます。

記

1 諮問事項

- (1) 常陸大宮市義務教育施設の適正規模に関する基本的な考え方及び適正化に向けた方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める事項に関すること。

2 諮問理由

本市の人口は、年々減少を続けており、今後とも更なる減少が続くと予想されています。中でも、少子化の傾向は、児童生徒数の減少につながり、市内小中学校の教育環境に様々な課題を生じさせつつあります。

そのような中、市教育委員会では、平成20年7月に「常陸大宮市義務教育施設適正配置実施計画」を策定し、小学校11校、中学校4校に再編を図り、児童生徒の教育環境の適正化に努めてまいりました。

一方、先の答申から13年が経過する中、本市の児童生徒数は更に減少するとともに、教育現場では、新学習指導要領への対応や教員の働き方改革、中学校部活動の在り方の見直しなど大きな変革が発生しています。また、平成27年1月には、文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示され、この手引の中では、地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を検討・実施するための基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等が助言されています。

このような状況を踏まえ、市教育委員会では、従前の基本方針について改めて見直しを図り、児童生徒にとって最も望ましい教育環境はどうあるべきか、また、地域コミュニティとの関わりなど、常陸大宮市の実情に合った考え方を明確にしたうえで、今後の小中学校の適正化に努めてまいりたいと考えております。

つきましては、常陸大宮市における義務教育施設の適正規模に関する基本的な考え方及び適正化に向けた方策について、専門的かつ幅広い見地からご助言をいただきたく、ここに諮問いたします。

常陸大宮市義務教育施設適正配置審議会 開催状況

開催期日	会 議 名	主 な 内 容
令和3年 1月22日(金)	第1回常陸大宮市 義務教育施設適正配置審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・常陸大宮市義務教育施設適正配置審議会条例及び運営規則について ・会長及び副会長の選出について ・今後の常陸大宮市義務教育施設適正配置の在り方について ・今後のスケジュールについて
令和3年 7月14日(水)	第2回常陸大宮市 義務教育施設適正配置審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問について ・今後の常陸大宮市義務教育施設適正配置の在り方について ・今後のスケジュールについて
令和3年 12月1日(水)	第3回常陸大宮市 義務教育施設適正配置審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校統合に関するアンケートについて ・今後のスケジュールについて
令和4年 3月22日(火)	第4回常陸大宮市 義務教育施設適正配置審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校統合に関するアンケート(区長)」調査結果について ・答申に向けた各委員の意見等について ・今後のスケジュールについて
令和4年 8月18日(木)	第5回常陸大宮市 義務教育施設適正配置審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)の原案について ・今後のスケジュールについて
令和4年 10月14日(金)	第6回常陸大宮市 義務教育施設適正配置審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)について
令和4年 11月22日(火)	第7回常陸大宮市 義務教育施設適正配置審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申について